

災害救助法の適用地域における  
被災者に対する市営住宅の一時使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害による被災者に対し、一時的な避難場所として市営住宅の空き住戸の使用（以下「一時使用」という。）の許可等を行い、当該被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(許可を受けることができる者)

第2条 一時使用の許可を受けることができる者は、住宅室長が別に定める大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）により災害救助法が適用された地域において住宅の被害を受けて居住が困難になった被災者（以下「特定被災者」という。）とする。

(特定被災者であることの認定)

第3条 特定被災者であることの認定は、市区町村が発行する特定大規模災害に係るり災証明書、被災証明書又は市区町村災害対策本部からの受入れの依頼書（以下「り災証明書等」という。）により行う。

2 前項の規定にかかわらず、特定被災者が居住している市区町村の実情により、り災証明書等の発行が困難なときは、暫定的な措置として、個人番号カード、住民票、健康保険証、運転免許証その他の氏名及び住所を確認することができる書類又はこれらに代えるべき親族若しくは知人の申立て等に基づき、特定被災者として取り扱うこととし、後日、り災証明書等の提出を求める。

(一時使用の許可)

第4条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。この場合において、当該許可後の本市と一時使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）との関係は、この要綱に別段の定めがある場合を除き、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則の規定の例による。

2 一時使用の許可を行うに当たっては、次のとおり条件を付し、又は使用者の義務を免除する。

- (1) 一時使用の許可の期間は、6箇月以内とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、使用者が一時使用の許可の期間の更新を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと認められるときは、当初の一時使用の許可の期間を含めて最長1年間を限度として、6箇月以内の期間で更新することができるものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、都道府県からの要請があった場合等、特別な事由があると認められる場合は、特定大規模災害ごとに住宅室長が最長期間を定め、その期間を限度として、一時使用の許可の期間を更新することができるものとする。
- (4) 条例第6条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を問わないものとする。
- (5) 保証人は、不要とすること。
- (6) 使用料は、免除すること。
- (7) 市営住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、使用者が負担すること。

(申請手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとする者は、京都市市営住宅一時使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市営住宅一時使用誓約書（第2号様式）

(2) 本人確認ができる書類（個人番号カード、健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等で氏名及び当該災害発生時の住所を確認することができるものの写し）

(3) 災害証明書等（第3条第2項で定める暫定的な措置を講じるときは、同項に定める書類）

2 前条第2項第2号に規定する一時使用の許可期間の更新を申請しようとする者は、一時使用の期間が満了する日の1箇月前までに京都市市営住宅一時使用更新許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、市有財産使用許可書（第4号様式）により申請者に通知する。

(一時使用に充てる市営住宅)

第7条 市長は、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、一時使用に充てる住戸を選定することとし、現状のまま使用させるものとする。

(明渡し時の修繕)

第8条 一時使用の許可の取消し、使用者による一時使用の許可の期間満了前の明渡し又は一時使用の許可の期間満了に伴う明渡しの際における、自然損耗以外の使用者の責めに帰すべき破損等による修繕に係る費用及び使用者が残置した動産の処理に係る費用は、条例第20条及び第25条の規定に基づき、使用者に請求する。ただし、市営住宅の原状回復に要する費用については、この限りではない。

(公募資格の特例)

第9条 使用者のうち条例第6条各号に掲げる要件を満たすもの（公営住宅法第24条第1項の規定により公営住宅への入居者資格を備えることみなされた者を含む。以下「入居者資格を備える者」という。）は、市営住宅を一時使用したまま条例第4条第1項の規定による公募に応募することができるものとする。

(公募によらない入居)

第10条 市長は、入居者資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定を適用し、条例第3条の規定による承認をする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則（令和元年10月16日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から実施する。

(過去の適用関係)

2 これまで市営住宅の一時使用を認めた大規模災害及び一時使用の許可の最長期間は、次の各号のとおりである。

- (1) 平成28年熊本地震 2年間
- (2) 平成30年大阪府北部地震 1年間
- (3) 平成30年7月豪雨 1年間
- (4) 令和元年台風第19号 1年間

(関係要綱の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 平成28年(2016年)熊本地震に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱
- (2) 平成28年(2016年)熊本地震に伴う被災者に対する市営住宅への特定入居に関する要綱
- (3) 平成30年(2018年)大阪府北部地震及び7月豪雨に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱

附 則 (令和2年3月31日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (令和3年3月25日決定)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年3月30日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から実施する。

(過去の適用関係)

2 以下の大規模災害の一時使用の許可の最長期間は、次のとおりである。

- (1) 令和6年能登地震 令和7年12月31日まで



# 市営住宅一時使用誓約書

年 月 日

(宛先)

京 都 市 長

氏名 \_\_\_\_\_

市営住宅 棟 号の一時使用に当たり、私の世帯全員は、暴力団員ではないことを宣誓するとともに、京都市市営住宅条例、同施行規則等に定められている事項を理解のうえ遵守して使用し、これらに違反したとき、また、一時使用の趣旨を踏まえ、使用期間を満了したときは、市営住宅を明け渡すことを誓約いたします。

(事項例)

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するもの）を居住させないこと。
- 共益費（裏面参照）を遅滞なく支払うこと。
- 修繕負担区分については、京都市市営住宅条例の規定に従い、入居者の負担すべきものは、各自で修繕すること。
- 市長の承認を得ないで、市営住宅の原状に変更を加えないこと。
- 市長の承認を得ないで、他の者を同居させないこと。
- 他の入居者の迷惑になるため、市営住宅内で犬・猫・はとなどの動物を飼育したり、市営住宅の敷地内で、犬・猫・はとなどの動物に餌やりをしないこと。
- 市営住宅の廊下、階段等の共用部分に物を置いたり、パラボラアンテナ等の工作物を設置しないこと。
- 家財等の動産及び一時使用中に取り付けた物品は、全て取り外し搬出したうえで明け渡すこと。
- 使用期間満了前であっても、他の住宅に入居できるときは、市営住宅を明け渡すように努めること。

## 共 益 費

次に掲げる費用については、市営住宅の入居者が共同して使用する部分に係る費用ですので、共同して負担していただきます。

### (1) 電気代

関西電力㈱などの電力会社の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（ウ）に掲げる費用）

- （ア）廊下灯、階段灯
- （イ）給水タンクの動力費
- （ウ）エレベーターの運転費用、消火栓ポンプ動力費

### (2) 水道代、下水道使用料

京都市上下水道局の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）及び（イ）に掲げる費用）

- （ア）散水栓使用料
- （イ）ゴミ置場水道使用料

### (3) その他の共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（エ）に掲げる費用）

- （ア）側溝等の清掃費用
- （イ）除草等の費用
- （ウ）共用部分の電灯の交換等の費用
- （エ）集会所を使用した場合の電気代、ガス代、水道代

第3号様式（第5条関係）

京都市市営住宅一時使用更新許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年      月      日
申請者の住所	申請者の氏名

私が、      年      月      日に一時使用許可を受けた市営住宅について、京都市公有財産規則第20条第2項の規定に基づき、下記の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を申請します。

名      称	市営住宅                      棟                      号室		
所      在      地	/	数      量	/
使      用      期      間	年      月      日	から	年      月      日まで
使      用      目      的	による一時的な避難場所として		
保      証      人      予      定      者	/		
理      由	/		

第4号様式（第6条関係）

市 有 財 産 使 用 許 可 書

京都市指令都住管第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当 都市計画局住宅室住宅管理課)

年 月 日付けで申請のありました市営住宅の一時使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により次のとおり許可します。

使用許可財産名	建物（ 市営住宅 棟 号）	
所在地	京都市 区	
数量	1室	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
指定用途	に係る市営住宅の一時使用	
使用料	免除	
納付期限		

※裏面の許可条件を順守してください。

## 許 可 条 件

### 1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正に許可を受けようとし、又は受けたとき。
- (4) 一時使用誓約書の誓約事項又は法令、条例及び規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

### 2 使用貸借又は賃貸借等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 使用許可財産の使用貸借又は賃貸借
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 使用許可財産の現状の変更
- (4) 指定用途の変更

### 3 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について相続による承継その他の変動が生じたとき。

### 4 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

### 5 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により市長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### 6 損害賠償

使用者が許可条件に違反するなど使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

### 7 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

### 8 調査協力の義務

市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

### 9 使用期間の更新

使用者は、使用期間の満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、使用期間が満了する1週間前までに、市営住宅一時使用許可更新申請書により市長に申請しなければならない。

### 10 明け渡し時の家財等の物品の搬出

明け渡しに際しては、家財等の動産及び一時使用中に取り付けた物品については、全て取り外し搬出したうえで明け渡さなければならない。なお、残置された動産、物品等を本市が処分した場合、その処分に要した費用の請求を受けたときは、速やかに納入しなければならない。

### 11 疑義の決定

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。

(審査請求及び処分の取消しの訴えの教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき

は、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表とする者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査を請求した場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

3 前掲2にかかわらず、使用料の徴収に関する処分の取消しの訴えについては、次のいずれかに該当する場合を除き、この処分についての審査請求に対する京都市長の裁決を経た後でなければ提起することができません。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

また、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表とする者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。